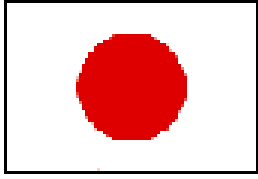


源泉所得税の改正のあらまし



日クロアチア租税協定関係



令和元年 9 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定」（以下「協定」といいます。）が令和元年 9 月 5 日に発効し、源泉所得税については令和 2 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

これまで、我が国とクロアチア共和国の間では協定は存在しませんでした。両国の緊密化する経済関係等を踏まえ、新たに協定が締結されました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや協定の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、協定の概要を説明したもので、令和元年 9 月 5 日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページ (<https://www.mof.go.jp>) に掲載されている [協定の条文 \(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/190809croatia_j.pdf\)](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/190809croatia_j.pdf) をご参照ください。

1 配当、利子及び使用料に対する課税の概要

協定では、配当、利子及び使用料については、原則として、次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における課税が軽減・免除されました。【協定第 10 条～第 12 条】

	我が国の所得税法	協 定
配 当	20%	免税（議決権保有割合 25%以上・保有期間 365 日以上） ^(注) 5%（その他） ^(注)
利 子	15%（公社債等） 20%（貸付金）	免税（政府受取等） 5%（その他）
使用料	20%	5%

(注) 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要

協定では、配当、利子及び使用料以外の所得について、主に次の規定が設けられました。

- (1) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務につき取得する報酬について、その課税年度において開始し、又は終了するいずれの 12 か月の期間においても、その報酬の受領者がその他方の締約国内に滞在する期間が合計 183 日を超えないことなど、一定の要件を満たす場合には、その一方の締約国

においてのみ租税を課することができることとされました。【協定第 14 条】

- (2) 一方の締約国の居住者が受益者である一定の退職年金について、その一方の締約国においてのみ租税を課することができることとされました。【協定第 17 条】
- (3) 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する一定の学生又は事業修習者がその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（その一方の締約国外から支払われるものに限りです。）について、その一方の締約国において租税が免除されることとされました。なお、事業修習者については、その一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から 1 年を超えない期間についてのみ租税が免除されます。【協定第 19 条】

3 協定の特典を受ける権利の制限

協定では、配当について源泉地国免税の特典を受けるためには、いわゆる特典条項に定める一定の要件を満たさなければならないこととされました。【協定第 10 条】

なお、この特典を受けようとするクロアチアの居住者は、「租税条約に関する届出書」に「特典条項に関する付表」を添付して、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

※ 上記のほか、一定の場合に、第三国に存在する恒久的施設に帰せられる所得に対し協定に基づく特典を与えない規定（第三国恒久的施設濫用防止規定）が設けられました。【協定第 28 条】

4 協定の適用手続

クロアチアの居住者が支払を受ける所得について、協定の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けようとする場合には、令和 2 年 1 月 1 日以後最初にその所得の支払を受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」（「特典条項に関する付表」等の添付書類を含みます。）を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

5 協定の適用時期

協定は、源泉所得税に関するものについては、令和 2 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。【協定第 30 条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和 2 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和 2 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】



この社会あなたの税がいきている